入 札 者 心 得

- 1 入札室においては、静粛にしなければならない。
- 2 入札者(その代理人を含む。以下同じ。)以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- 3 入札者が代理人の場合は、その委任状を第一回目の入札書とともに提出しなければな らない。
- 4 すでに投函した入札書の引き替え、変更又は取り消しは認めない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第5 4号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。また、 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受け るものではない。
- 7 入札において、入札書の記載事項の訂正は、訂正印を押印することとするが、入札金額の訂正は認めない。
- 8 次の各号に該当する入札は無効とする。ただし、当該入札後の再度入札に参加することを妨げない。
 - (1) 入札書に記名押印及び訂正印を欠く入札
 - (2)入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした2以上の入札
 - (4)入札金額の訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札、
- 9 次の各号に該当する入札は失格となり、再度入札に参加することができない。
 - (1) 初度の入札において工事内訳書を提出しない場合
 - (2) 商号又は名称、代表者役職、代表者名(委任する場合は代理人の氏名)の記載 及び押印のない工事内訳書を提出した場合
 - (3) 工事内訳書の合計額と最初の入札金額が一致しない場合
 - (4) 工事内訳書の内訳金額の合計と工事価格が一致しない場合
 - (5) 工事内訳書に記載の工事名等が異なるなど当該入札案件のものと特定できない 場合(軽微な場合を除く。)
 - (6) 入札条件の記載など工事内訳以外の記載がある場合
 - (7)最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (9)入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (10) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (11) その他の入札条件に違反した入札
- 10 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額である。